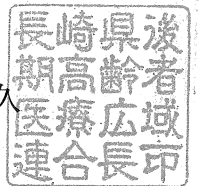


長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和 5 年 3 月 1 日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田 上 富 久



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第 2 号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱（平成 20 年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次のように加える。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第 2 第 6 号及び第 7 号については、令和 4 年度分の保険料であって、令和 4 年度末に資格を取得したこと等により令和 5 年 4 月以後に普通徴収の納期限が到来するものについて適用する。